平成２１年（フ）第１０３６号
仙台市青葉区落合５丁目10番２号
債務者　渡辺　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６８号
宮城県名取市閖上字太子堂９番地の２
債務者　中村　信広
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７６号
仙台市青葉区柏木１丁目４番19―202号
債務者　小島かつえ
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６３号
仙台市青葉区霊屋下２番10―406号
債務者　高橋　昭二
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７０号
仙台市青葉区高松１丁目６番７―402号
債務者　三浦　晃三
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０号
群馬県桐生市相生町３丁目147番地の３
債務者　滝澤　宗浩
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３８号
千葉県南房総市和田町和田622番地１、申立時の住所福島県福島市松川町字後原54番地の22
債務者　池田　幸乃
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第４６号
千葉県南房総市和田町和田535番地
債務者　庄司　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１７７号
三重県鈴鹿市山辺町83番地の８
債務者　貝野　昭吉
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８９号
三重県鈴鹿市三日市南１丁目８番９号
債務者　大塚由美笑
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１９８号
三重県鈴鹿市大池３丁目９番36号　スプリームマンション304号、前住所三重県四日市市高花平１丁目１番地106
債務者　熊本　徳子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３９４号
京都市下京区五条通堀川東入中金仏町215番地６　増田屋ビル３―Ｂ
債務者　近　　史子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
兵庫県姫路市飾磨区玉池１丁目100番地　プレステージ飾磨駅前703
債務者　山中　美穂
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３５０号
兵庫県姫路市飾磨区玉地１丁目100番地　プレステージ飾磨駅前703
債務者　山中　由彦
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１０２９号
広島市安佐北区真亀２丁目12番35―503号
債務者　清本順子こと　孔　　順子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３４号
広島市西区観音本町１丁目３番７―201号
債務者　スタンドはしくんこと　下川サカヱ
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８３号
広島県東広島市西条町西条東847番地３コーポ福島101号
債務者　堤　　善治
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１６号
広島市安佐北区口田南７丁目７番33―201号
債務者　濱原　敏明
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部